

# 仕 様 書

札幌市（以下「甲」という。）と複写サービス提供者（以下「乙」という。）とで契約を締結する複写機による複写サービスの仕様について、次のとおり定める。

（複写サービス契約の趣旨）

- 1 この複写サービス契約は、乙が複写サービスによる複写品を提供するに際し、甲に適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、また複写サービスに必要な消耗品（用紙を除く）を円滑に提供することにより、甲がこれに対して複写サービス料金を支払うものとする。

（設置台数及び設置場所）

- 2 設置台数及び設置場所は、次のとおりとする。

設置台数 4台

（内訳：設置機種のうち、機種1を2台、機種2を1台、機種3を1台）

設置場所 白石区保健福祉部保護一、二、三、四課（白石区複合庁舎3階）

（契約期間）

- 3 契約期間は、令和5年5月1日から令和6年3月31日までとする。
- 4 単年度契約とし、自動更新は行わないものとする。

（設置機種）

共通事項

- 5 P P C用紙に複写する能力を持つ機器であること。
- 6 複写方式は、乾式静電転写方式であること。
- 7 形式は、コンソールタイプ（床置きするタイプ）であること。
- 8 25%から400%のズーム幅を確保していること。
- 9 自動両面複写（スタックレス）ができること。
- 10 20部以上のソート機能を有していること。
- 11 手差し給紙を除く給紙は、前面給紙方式とし、4段トレイ（A4を2段、A3、B4）を標準装備すること。
- 12 原稿が同時に50枚以上セットできる自動（両面）原稿送り装置を装備していること。
- 13 ウォームアップタイムが30秒以内（主電源が入っている場合）であること。
- 14 ファーストコピータイムが4.0秒以内であること。
- 15 イン트라ネットに接続することにより、イントラネット端末の指定ブラウザから画像取り込みができること。また、画像取り込み手順書を機器ごとに紙媒体及び電子媒体で

付帯すること。

- 16 イントラネットに接続する際は、甲のセキュリティポリシーを順守し接続すること。
- 17 複写機は、令和5年5月1日午前8時45分までに正常に稼働できるよう、乙の費用負担で設置すること。また、契約期間終了後は速やかに撤去すること。
- 18 設置する複写機については、乙の費用で動産総合保険に加入するものとする。
- 19 供給電力100V15A以下とする。
- 20 ネットワークハードディスク機能（NAS）がない、もしくはOFFにできること。
- 21 無線接続機能がない、もしくはOFFにできること。
- 22 設置する複写機は、グリーン購入法適合機種であること。必ずしも「工場出荷品（新品）」であることを要しない。

#### 機種1

- 23 月間の複写枚数が最高40,000枚の場合において、良好な複写品を安定して供給することができること（年間複写予定枚数270,000枚および240,000枚）。
- 24 手差し給紙を除く給紙トレイの内1段（A4サイズ）は2,000枚以上の給紙が可能なこと。
- 25 複写速度は、A4横（短辺送り）で1分間60枚以上であること。
- 26 機械占有寸法の幅が手差しトレイを伸ばした状態（A4が対応できる段階まで）で1800mm以下であること。

#### 機種2

- 27 月間の複写枚数が最高35,000枚の場合において、良好な複写品を安定して供給することができること（年間複写予定枚数180,000枚）。
- 28 複写速度は、A4横（短辺送り）で1分間60枚以上であること。
- 29 機械占有寸法の幅が手差しトレイを伸ばした状態（A4が対応できる段階まで）で1500mm以下であること。

#### 機種3

- 30 月間の複写枚数が最高15,000枚の場合において、良好な複写品を安定して供給することができること（年間複写予定枚数130,000枚）。
- 31 複写速度は、A4横（短辺送り）で1分間40枚以上であること。
- 32 機械占有寸法の幅が手差しトレイを伸ばした状態（A4が対応できる段階まで）で1000mm以下であること。

※ ただし、機種1～3までの予定数量は、直近3年の実績と今後の業務量の見込みから算出したもので、本業務の履行に当たり保証するものではない。

(複写サービス料金)

- 33 複写サービス料金は、複写機4台の複写品1枚当たりの単価を定める。  
34 月間最低複写サービス料金又は月間基本複写サービス料金の設定は行わない。

(複写サービス料金の支払い)

- 35 複写サービス料金の支払いは、次のとおりとする。  
(1) 複写サービス料金は、1台ごとの1カ月間総複写枚数に複写品1枚当たりの単価(消費税及び地方消費税の額を含む。)を乗じて得た金額(1円未満の端数は切り捨て)を4台合計した金額とする。  
(2) 1カ月間の複写枚数の算出にあたっては、1カ月間の総複写枚数から、乙の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び乙の技術員が当該複写機器の保守により使用した複写品の枚数を控除するものとする。

(複写機の保守及び消耗品の供給)

- 36 乙は、複写機を常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。  
37 乙は、複写機が故障した場合は、甲の連絡により、直ちに技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。  
38 乙の作業の実施は、甲の就業時間内に行うものとする。ただし、やむをえない事情により時間外に作業を実施する場合は、甲乙協議のうえこれを行うものとする。  
39 乙は、乙の技術員の点検及び巡回又は甲の連絡に基づき、複写品質維持のため乙が必要と認めたときは、感光体、デベロッパー等の消耗品を交換するものとし、また、その他の消耗品(用紙を除く)で予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。

〔 担当課 白石区保健福祉部保護一課  
担当者 奈良 TEL 861・2457 〕